

日本消費者教育学会賞受賞候補者推薦基準

(1986年11月8日制定)

(2015年10月3日改正)

(目的)

第1条 この基準は、日本消費者教育学会賞授賞規程（以下「授賞規程」という。）第8条の定めに基づき、日本消費者教育学会賞（以下「学会賞」という。）各賞の受賞候補者の推薦に関する規準等について定めるものとする。

(適用)

第2条 前条に定める学会賞各賞の受賞候補者の推薦に関する規準等については、この基準に定めるもののほか、授賞規程および日本消費者教育学会会則の定めるところによる。

(対象)

第3条 この基準が対象とする学会賞は、授賞規程第3条に定める「学術賞」、「研究奨励賞」および「功労賞」とする。

(「学術賞」受賞候補者の推薦基準)

第4条 「学術賞」受賞候補者の推薦については、次の各号に掲げる基準をすべて満たすことを要件とする。

- 一 消費者教育学に関する研究分野において、顕著な学問的業績を挙げた者であること。
- 二 直近3か年程度の間公刊された業績に対する評価であること。
- 三 単著など、その著書の独自の哲学や方法などが体系的にまとめられた業績に対する評価であること。

(「研究奨励賞」受賞候補者の推薦基準)

第5条 「研究奨励賞（公益財団法人生命保険文化センター賞）」受賞候補者の推薦については、次の各号に掲げる基準をすべて満たすことを要件とする。

- 一 消費者教育に関する優れた研究を行い、将来の発展が期待できると認められる者であること。
- 二 比較的若い研究者であること。
- 三 『消費者教育』に掲載された業績が1本以上あること。この場合において、当該年に掲載が決定している業績を含むものとする。
- 四 前号に定める業績については、単著または共著の論文とする。ただし、共著論文については、筆頭執筆者であるものとする。

(「功労賞」受賞候補者の推薦基準)

第6条 「功労賞」受賞候補者の推薦については、次の各号に掲げる基準をすべて満たすことを要件とする。

- 一 消費者教育または日本消費者教育学会（以下「学会」という。）の発展に対して顕著な功績があっ

たと認められる者であること。

二 この学会の理事を7年以上または監事を10年以上務めた者で、かつ原則として年齢が満65歳以上の者であること。

(受賞候補者の推薦手続き)

第7条 学会賞各賞の受賞候補者の推薦手続きについては、次の各号に掲げる通りとする。

- 一 「学術賞」および「研究奨励賞」の受賞候補者を推薦するときは、授賞規程第6条の定めに従い、日本消費者教育学会会報（以下「会報」という。）の末尾に綴じ込んである学会所定の「日本消費者教育学会賞受賞候補者推薦書」に必要事項を記入し、定められた期限内に、この学会の会長（以下「会長」という。）宛に提出する。
- 二 「功労賞」受賞候補者の推薦については、授賞規程第7条の定めに従い、会長がこの学会の理事会（以下「理事会」という。）に諮り、その承認を得て、学会所定の「日本消費者教育学会賞受賞候補者推薦書」を用い、定められた期限内に、会長宛に行う。
- 三 前2号に定める受賞候補者の推薦は、郵送または電磁的方法（電子メール、ファクシミリ等をいう。）により、毎年7月15日まで（必着）に行うものとする。ただし、「功労賞」受賞候補者の推薦の方法および期限については、この限りでない。
- 四 学会賞各賞の受賞候補者の推薦にあたっては、従前の受賞者の例を参考とし、不明の点に関しては、学会事務局に問い合わせ、確認する。

(改正)

第8条 この基準の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを行う。

附 則（1986年11月8日）

(施行期日)

この基準は、第6回日本消費者教育学会会員総会において承認された日から施行する。

附 則（2015年10月3日）

(基準の改正および名称の変更)

- 1 1986年11月8日制定および施行の学会賞授賞候補者推薦基準を改正し、併せて名称を学会賞授賞候補者推薦基準から日本消費者教育学会賞受賞候補者推薦基準に変更する。

(施行期日)

- 2 この改正基準は、2015年10月3日から施行する。